

選定療養費に関する Q&A

Q1. 選定療養費とは何ですか？

A1. 平成 30 年の診療報酬改定により 200 床以上の地域医療支援病院（当院を含む）に義務付けられた制度です。初診時に他の医療機関の紹介状を持参されずに当院を受診された場合に、医療費とは別にご負担いただく料金です。

Q2. 紹介状がないと初診での診察は受けられないのですか？

A2. 紹介状がなくても初診で受診していただくことは可能です。ただし、その場合は選定療養費として 7,700 円（税込）をご負担いただくこととなります。

Q3. 後日、紹介状を持参すれば選定療養費は免除（返金）されるのでしょうか？

A3. 紹介状は初診時に提出していただく必要があるため、後日持参されたとしても免除（返金）されません。ただし、当日にかかりつけ医より紹介状を FAX で送付いただいた場合はこの限りではありません。

Q4. 紹介状に記載されている日付に期限はありますか？

A4. 病状は常に変化しますので、できる限り発行から 1 か月以内の紹介状を持参してください。他の医療機関から日時を指定された場合はこの限りではありません。また、受診希望の科と関係のない紹介状は無効になる場合があります。

Q5. 再診時の選定療養費はどのような場合にかかるのですか？

A5. 病状が安定し、患者さまに同意を得た上で他の医療機関へ紹介したが、引き続き当院での診療を希望される場合にご負担いただきます。

Q6. 緊急の受診時にも選定療養費はかかるのですか？

A6. ①重篤な症例で救急搬送された方、②救急医療事業における夜間・休日受診をされた方は選定療養費の対象外です。ただし②の場合は、事前に当院まで必ずご連絡ください。

Q7. なぜ初診 7,700 円、再診 3,300 円なのですか？

A7. 令和 4 年度の診療報酬改定により、初診時選定療養費については 7,000 円以上、再診時選定療養費については 3,000 円以上を徴収することが義務付けられたためです。